

令和2年10月30日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和2年9月分)について

令和2年9月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和2年9月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和2年9月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが46件、令和元年度が49件、平成30年度が20件、平成29年度が6件、平成28年度が6件、平成27年度以前が66件、合計193件(市区町村において発生した25件、委託業者等が発生させた21件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な160件について、一覧で事象をお示ししています。

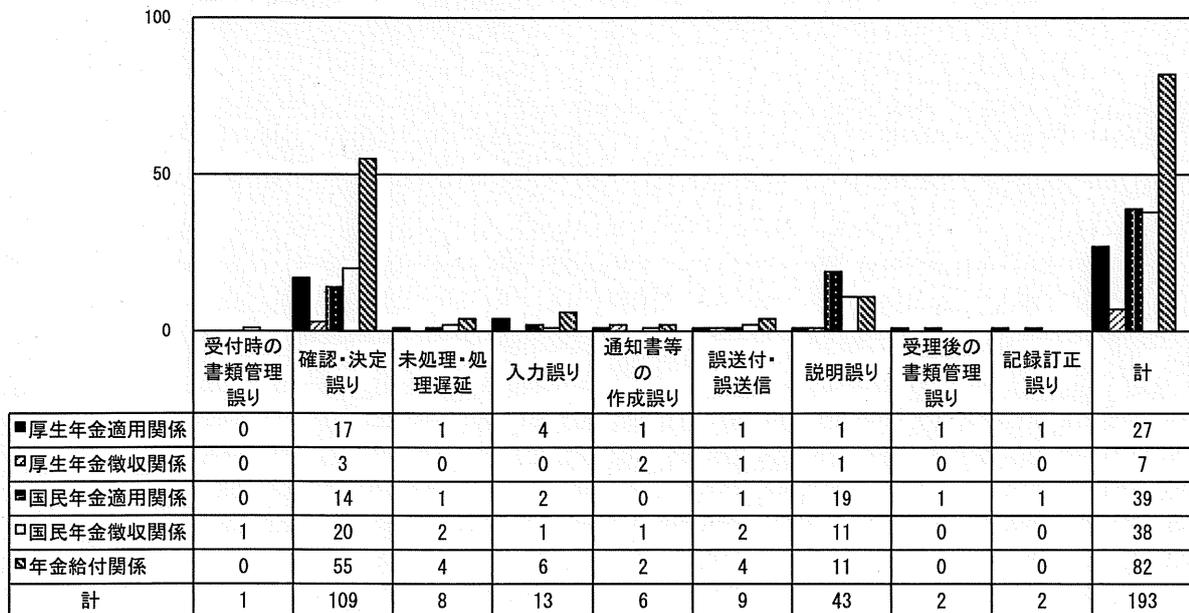
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

| 発生年度 | 20年度以前 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 合計 | |
|------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|--------|---------|
| 件数 | 40(7) | 1 | 1 | 8(2) | 5 | 3 | 2 | 3(2) | 3(2) | 6(3) | 6(2) | 20(2) | 49(8) | 46(18) | 193(46) |
| 割合 | 20.7% | 0.5% | 0.5% | 4.1% | 2.6% | 1.6% | 1.0% | 1.6% | 1.6% | 3.1% | 3.1% | 10.4% | 25.4% | 23.8% | 100.0% |

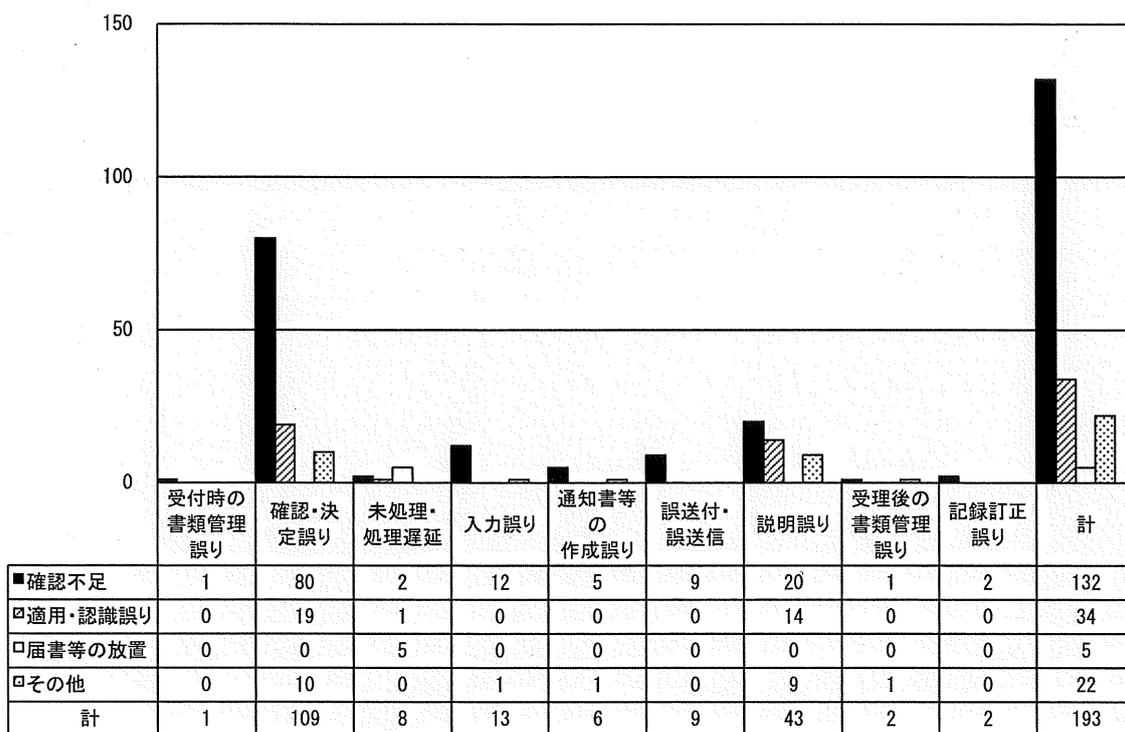
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

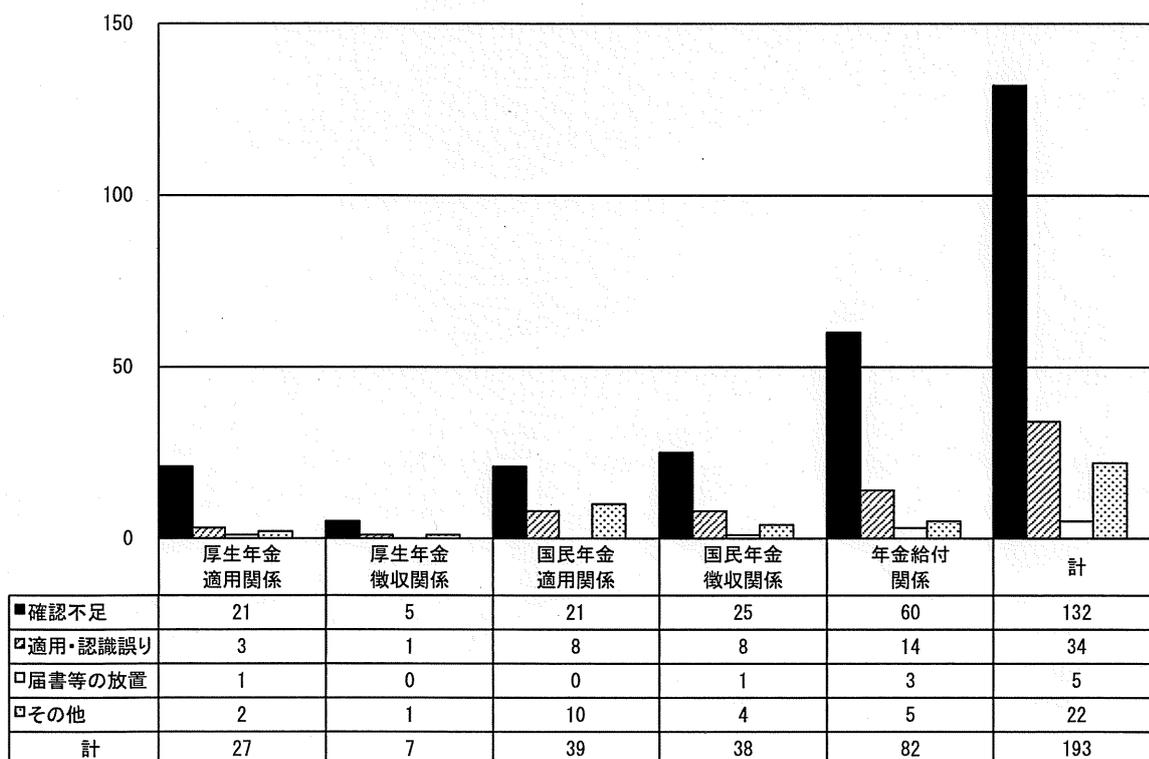
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



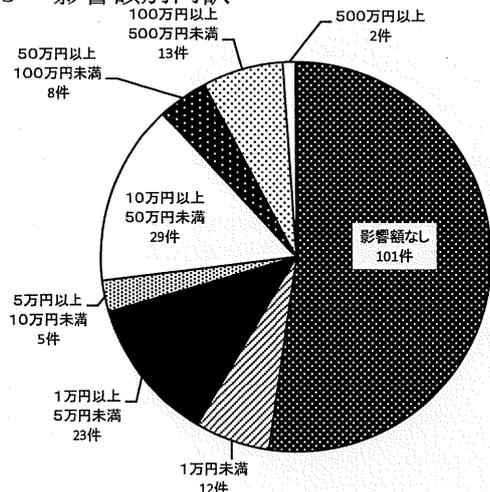
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

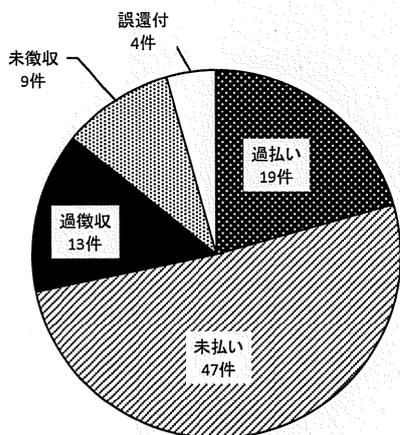


5 影響額別内訳



| 影響額 | 制度 | 厚生年金 適用関係 | 厚生年金 徴収関係 | 国民年金 適用関係 | 国民年金 徴収関係 | 年金給付 関係 | 計 |
|--------------------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|-----|
| 影響額なし | | 20 | 5 | 33 | 24 | 19 | 101 |
| 1万円未満 | | 0 | 1 | 0 | 4 | 7 | 12 |
| 1万円以上 5万円未満 | | 0 | 1 | 3 | 6 | 13 | 23 |
| 5万円以上 10万円未満 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 10万円以上 50万円未満 | | 3 | 0 | 3 | 3 | 20 | 29 |
| 50万円以上 100万円未満 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | 8 |
| 100万円以上 500万円未満 | | 3 | 0 | 0 | 0 | 10 | 13 |
| 500万円以上 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 計 | | 27 | 7 | 39 | 38 | 82 | 193 |

6 事象別内訳



| 事象 | 件数 | 合計金額 (円) | 平均金額 (円) |
|-----|-----|------------|----------|
| 過払い | 19件 | 11,252,433 | 592,233 |
| 未払い | 47件 | 32,983,380 | 701,774 |
| 過徴収 | 13件 | 9,255,502 | 711,961 |
| 未徴収 | 9件 | 347,910 | 38,656 |
| 誤還付 | 4件 | 581,362 | 145,340 |
| 計 | 92件 | 54,420,587 | 591,528 |

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

7 判明契機別内訳

| 判明契機 | 件数 | 割合 |
|------|------|--------|
| 内部 | 112件 | 58.0% |
| 外部 | 81件 | 42.0% |
| 計 | 193件 | 100.0% |

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

| 項番 | 事象 | お客様への影響 (未・過払の別) | 令和2年10月分 | | (参考)平成30年4月からの累計 | |
|----|---|---------------------|----------|------------|------------------|----------------|
| | | | 対応件数 | 影響金額 | 対応件数 | 影響金額 |
| 1 | 振替加算の支給漏れ | 未払い | 5件 | 1,612万円 | 105,482件 | 607.3億円 |
| 2 | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ | 未払い | 3件 | 670万円 | 4,890件 | 12.6億円 |
| 3 | 旧船員保険法の戦時加算の加算誤り | 未払い | 15件 | 1,666万円 | 1,627件 | 13.4億円 |
| 4 | 旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り | 過払い | 4件 | 583万円 | 329件 | 6,169万円 |
| 6 | 旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り | 過払い | 3件 | 111万円 | 112件 | 1,254万円 |
| 9 | 昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り | 未払い | 0件 | 0円 | 11件 | 4,636万円 |
| 10 | オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り | 未払い | 10件 | 117万円 | 549件 | 9,667万円 |
| 11 | 配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り | 過払い | 0件 | 0円 | 9件 | 188万円 |
| 12 | 国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り | 未払い | 0件 | 0円 | 249件 | 4,028万円 |
| 13 | 旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り | 未払い | 0件 | 0円 | 27件 | 2,953万円 |
| 14 | 複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り | 未払い | 0件 | 0円 | 10件 | 105万円 |
| 17 | 旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り | 未払い | 1件 | 36万円 | 1,602件 | 1.2億円 |
| 18 | 共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り | 過払い | 2件 | 386万円 | 25件 | 1,145万円 |
| 20 | 遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り | 過払い | 0件 | 0円 | 17件 | 1,364万円 |
| 21 | 遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ | 未払い | 1件 | 32万円 | 2,134件 | 22.3億円 |
| 22 | 被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り | 過払い | 3件 | 26万円 | 75件 | 454万円 |
| 25 | 平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ | 未払い | 1件 | 607万円 | 24件 | 5,059万円 |
| 27 | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い | 過払い | 0件 | 0円 | 13件 | 401万円 |
| 28 | 65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り | 過払い | 3件 | 224万円 | 43件 | 3,075万円 |
| 29 | 旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ | 未払い | 4件 | 1,268万円 | 235件 | 12.6億円 |
| 31 | 老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ | 未払い | 67件 | 1,059万円 | 23,959件 | 17.6億円 |
| 32 | 昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ | 未払い | 11件 | 1,542万円 | 615件 | 7.2億円 |
| 33 | 年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ | 未払い | 21件 | 1.1億円 | 471件 | 25.3億円 |
| 34 | 二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り | 未払い | 51件 | 134万円 | 79,501件 | 15.3億円 |
| 35 | 老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り | 未払い | 0件 | 0円 | 743件 | 1.3億円 |
| 36 | 旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ | 未払い | 0件 | 0円 | 215件 | 5.3億円 |
| 37 | 昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り | 未払い 過払い | 6件 0件 | 80万円 0円 | 106件 121件 | 1.5億円 136万円 |
| 38 | 共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り | 過払い | 3件 | 64万円 | 3件 | 64万円 |

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和2年9月分の事務処理誤り一覧(1～21ページ)

| | | | |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1～21 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 4P | 整理番号 22～27 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 5P | 整理番号 28～60 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 9P | 整理番号 61～91 |
| 5. 年金給付関係 | | 13P | 整理番号 92～160 |

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(22～24ページ)

1. 厚生年金適用関係

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|----------|---------|-------|----------------|----------------|-----------------|--|------|------|-----------|
| 1 | 資格取得届の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 淀川 | 2019年 10月2日 | 2019年 10月31日 | ○事業所から問合せがあり、資格取得届の確認不足により、資格取得年月日を誤って処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格取得時の資格取得年月日の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 過徴収 | 1,749,768 |
| 2 | | | 東京 | 江戸川 | 2017年 3月頃 | 2019年 9月13日 | ○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 3 | | | 埼玉 | 埼玉広域 事務センター | 2020年 4月27日 | 2020年 7月29日 | | 2名 | なし | 0 |
| 4 | | | 大阪 | 大阪広域 事務センター | 2017年 4月21日 | 2020年 4月8日 | ○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った個人番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の個人番号の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 5 | | | 福岡 | 福岡広域 事務センター | 2020年 8月5日 | 2020年 8月31日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の受付処理時に確認を誤り、受付処理を行わなかったため、資格取得届の処理がされていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。 | 1事業所 | なし | 0 |
| 6 | 資格喪失届の誤り | 確認・決定誤り | 宮城 | 仙台広域 事務センター | 2020年 4月3日 | 2020年 6月15日 | ○担当部署で確認したところ、国民健康保険組合脱退について、事務処理手順の確認不足から、資格喪失の処理が漏れたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、国民健康保険組合脱退にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 過徴収 | 186,600 |
| 7 | 算定基礎届の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 北 | 2019年 8月16日 | 2020年 7月7日 | ○事業所から問合せがあり、算定基礎届における支払基礎日数の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届における支払基礎日数の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | なし | 0 |
| 8 | | | 石川 | 金沢広域 事務センター | 2020年 8月24日 | 2020年 8月25日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が算定基礎届総括表の受付処理時に確認を誤り、受付処理を行わなかったため、既に算定基礎届総括表を提出している事業所に不要な提出催告状を送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。 | 7事業所 | なし | 0 |
| 9 | | 入力誤り | 埼玉 | 埼玉広域 事務センター | 2019年 8月15日 | 2020年 7月27日 | ○担当部署で確認したところ、委託業者における算定基礎届の報酬月額の確認不足により、誤った報酬月額を入力したため、誤った標準報酬月額を通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 1事業所 | なし | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 | |
|------|---------------|---------|-------|------------|------------|------------|---|---|------|---------|---|
| 10 | 算定基礎届の誤り | 入力誤り | 福岡 | 福岡広域事務センター | 2019年7月31日 | 2020年7月10日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者における算定基礎届の報酬月額の確認不足により、誤った報酬月額を入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●委託業者に対し、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 1名 | 過払い | 838,000 | |
| 11 | 賞与支払届の誤り | 確認・決定誤り | 神奈川 | 藤沢 | 2019年4月5日 | 2020年8月4日 | ○担当部署で確認したところ、賞与支払届の受付処理時に確認を誤り、他の届書の添付書類としたため、賞与支払届の処理がされていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、受付処理時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | なし | 0 | |
| 12 | | | 宮城 | 仙台広域事務センター | 2020年6月4日 | 2020年7月7日 | ○事業所から問合せがあり、賞与支払届の確認不足により、賞与支払年月日を誤って処理したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、賞与支払届の賞与支払年月日の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 過徴収 | 186,400 | |
| 13 | | | 京都 | 事務センター | 2020年7月30日 | 2020年8月28日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者における賞与支払届の処理時に確認を誤り、処理を不要としていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し賞与支払届の処理時の確認を徹底するよう指導しました。 | 1事業所 | なし | 0 | |
| 14 | 厚生年金適用関係届書の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 大阪広域事務センター | 2018年8月9日 | 2020年7月17日 | ○事業所から問合せがあり、事業所関係変更届の確認が不足し、事業主氏名の変更登録を行わなかったため、その後提出された届書について、記載された事業主氏名が登録と異なることを理由に誤って返戻していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事業所関係変更届における各項目の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | なし | 0 | |
| 15 | | | 入力誤り | 兵庫 | 三宮 | 2007年6月22日 | 2020年9月14日 | ○全国健康保険協会から問合せがあり、事業所名称・所在地変更届の事業所名称の確認不足により、事業所名称を誤って入力したため、誤った事業所名称が記載された保険証が発行されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、訂正処理を行い正しい保険証を発行しました。 ●担当部署において、事業所名称・所在地変更届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | なし | 0 |
| 16 | | | 説明誤り | 沖縄 | 石垣 | 2020年2月25日 | 2020年7月1日 | ○事業所から問合せがあり、事業所名称・所在地変更届の提出により保険証が差替となることを、認識不足により説明していなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、再度事業所名称・所在地変更届を提出頂きました。 ●担当部署において、事業所名称・所在地変更届の内容確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。 | 1事業所 | なし | 0 |
| 17 | 記録訂正の誤り | 記録訂正誤り | 群馬 | 渋川 | 2002年2月22日 | 2020年3月31日 | ○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤って別人の基礎年金番号を統合していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基礎年金番号統合の際の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|------------------|------------|-------|------------|------------|------------|---|------|------|-----------|
| 18 | 二以上事業所勤務者の誤り | 確認・決定誤り | 福岡 | 福岡広域事務センター | 2020年3月30日 | 2020年6月11日 | ○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務者の70歳以上被用者該当届の確認不足により、報酬月額を誤って処理したため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の70歳以上被用者該当届の報酬月額の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 390,000 |
| 19 | | | 山形 | 米沢 | 2018年8月6日 | 2020年6月9日 | ○お客様から問合せがあり、処理手順の確認不足により、二以上事業所勤務者の資格喪失届を処理する際に、誤って被保険者期間が継続するものとして入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上勤務被保険者にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,501,336 |
| 20 | 厚生年金適用関係届書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 宮城 | 仙台東 | 2020年8月31日 | 2020年9月2日 | ○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。 | 2事業所 | なし | 0 |
| 21 | 厚生年金適用関係届書等の管理誤り | 受理後の書類管理誤り | 徳島 | 徳島北 | 2020年5月19日 | 2020年5月21日 | ○担当部署で確認したところ、書類の管理不足から添付書類を誤って廃棄していたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、適切に書類の管理をするよう周知しました。 | 1事業所 | なし | 0 |

2. 厚生年金徴収関係

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|-------------------|-----------|-------|------------|----------------|----------------|---|-------|------|--------|
| 22 | 厚生年金徴収関係の誤り | 確認・決定誤り | 埼玉 | 浦和 | 2020年 4月9日 | 2020年 4月10日 | ○担当部署で確認したところ、差押財産の換価に伴う配当計算書を作成する際の確認が不足し、誤った配当計算書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい配当計算書を作成・送付しました。 ●担当部署において、配当計算書を作成する際の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | なし | 0 |
| 23 | | | 東京 | 大田 | 2020年 7月15日 | 2020年 7月27日 | ○担当部署で確認したところ、破産管財人に滞納金額を通知する際の確認不足により、誤った滞納金額を通知したため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、破産管財人に滞納金額を通知する際の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 過徴収 | 1,100 |
| 24 | | 説明誤り | 岐阜 | 多治見 | 2019年 10月8日 | 2019年 11月6日 | ○事業主から問合せがあり、二以上事業所勤務者となった被保険者の保険料についての確認が不足し、納付が不要である保険料について納付が必要と説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、保険料の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。 | 1事業所 | なし | 0 |
| 25 | 厚生年金保険料還付請求書の誤り | 確認・決定誤り | 千葉 | 千葉 | 2019年 7月9日 | 2020年 4月21日 | ○担当部署で確認したところ、保険料還付請求書を作成する際に確認が不足し、誤った金額で作成していたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤還付となった保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、保険料還付請求書作成時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 誤還付 | 10,452 |
| 26 | 厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り | 通知書等の作成誤り | 埼玉 | 埼玉広域事務センター | 2020年 7月20日 | 2020年 7月21日 | ○担当部署で確認したところ、委託業者の発送作業における確認不足により、事業所への送付が不要となった通知書が発送されていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し発送作業における事業所への送付が不要となった通知書についての確認を徹底するよう指導しました。 | 17事業所 | なし | 0 |
| 27 | | | 青森 | 青森 | 2020年 8月28日 | 2020年 9月14日 | ○担当部署で確認したところ、延滞金の領収証書を作成する際の確認が不足し、誤って元本保険料用の用紙により領収証書を作成・交付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい領収証書と差し替えました。 ●担当部署において、延滞金の領収証書作成時の用紙の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | なし | 0 |

3. 国民年金適用関係

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|----------------|---------|-------|------|-----------------|----------------|---|------|------|---------|
| 28 | 国民年金資格取得届の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 板橋 | 2007年 6月頃 | 2020年 5月11日 | ○事務センターから連絡があり、国民年金資格取得の処理をする際、同姓同名の別人を同一人と判断し、一方の記録を取消していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得処理を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 29 | | 入力誤り | 群馬 | 高崎 | 2020年 8月25日 | 2020年 9月15日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際の確認不足により、誤って死亡喪失の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 30 | 国民年金資格喪失届の誤り | 確認・決定誤り | 茨城 | 土浦 | 1988年 1月18日 | 2020年 4月7日 | ○担当部署で確認したところ、市区町村において、国民年金喪失要件の確認が不足し、誤って不必要な国民年金資格喪失届を受理していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●市区町村に対し、国民年金資格喪失要件の確認を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | 未徴収 | 241,800 |
| 31 | | 説明誤り | 京都 | 下京 | 2020年 2月28日 | 2020年 3月25日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金資格喪失届の案内をする際、誤った資格喪失日を案内していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、資格喪失要件の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 32 | 国民年金任意加入申出書の誤り | 確認・決定誤り | 北海道 | 旭川 | 2003年 9月12日 | 2020年 1月17日 | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 33 | | | 北海道 | 札幌北 | 1984年 6月16日 | 2020年 6月11日 | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金強制加入期間に該当する期間を任意加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 34 | | | 青森 | 弘前 | 2018年 12月13日 | 2020年 7月15日 | ○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 33,780 |
| 35 | | | 神奈川 | 鶴見 | 1976年 3月頃 | 2020年 3月4日 | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金強制加入期間に該当する期間を任意加入期間と登録し、65歳まで保険料を納付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 280,710 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|----------------|---------|-------|--------------|-----------------|---|---|------|------|--------|
| 36 | 国民年金任意加入申出書の誤り | 確認・決定誤り | 神奈川県 | 横浜南 | 2019年 5月15日 | 2020年 4月15日 | ○市区町村から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、従前の口座からの口座振替を希望していたにもかかわらず、処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の口座振替希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 37 | | | 奈良 | 大和高田 | 2020年 3月11日 | 2020年 4月13日 | ○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際、口座振替の入力締切日の確認が不足し、従前の口座からの口座振替を希望していたにもかかわらず、締切後に処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の口座振替の処理スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 38 | | 説明誤り | 沖縄 | 名護 | 2010年 8月8日 | 2019年 6月4日 | ○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 39 | | | 福岡 | 東福岡 | 2017年 12月25日 | 2020年 2月10日 | | 1名 | なし | 0 |
| 40 | | | 東京 | 立川 | 1999年 2月5日 | 2020年 1月14日 | | 1名 | なし | 0 |
| 41 | | | 沖縄 | 名護 | 2003年 4月23日 | 2019年 6月4日 | | 1名 | なし | 0 |
| 42 | | | 沖縄 | 平良 | 2017年 10月1日 | 2020年 7月8日 | ○事務センターから連絡があり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 43 | | | 大阪 | 吹田 | 2010年 8月23日 | 2019年 10月3日 | ○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 44 | | | 滋賀 | 大津 | 2016年 2月23日 | 2019年 11月8日 | ○お客様から問合せがあり、海外転出の際に任意加入の案内を漏らしていたため、任意加入することができず、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、海外転出時の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 31,850 |
| 45 | | 福岡 | 小倉南 | 2020年 1月頃 | 2020年 5月11日 | ○担当部署で確認したところ、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|-------------------|---------|-------|----------------|-----------------|-----------------|---|---------------|--|------|
| 46 | 国民年金任意加入申出書の誤り | 説明誤り | 福岡 | 西福岡 | 2019年 2月21日 | 2020年 8月7日 | ○事務センターから連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 47 | | | 福岡 | 小倉南 | 2007年 2月14日 | 2019年 7月8日 | | 1名 | なし | 0 |
| 48 | | | 福岡 | 小倉南 | 2016年 8月10日 | 2019年 6月5日 | | 1名 | なし | 0 |
| 49 | | | 東京 | 武蔵野 | 2014年 10月27日 | 2020年 7月1日 | ○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 50 | | | 東京 | 武蔵野 | 2016年 10月15日 | 2020年 8月14日 | | 1名 | なし | 0 |
| 51 | | | | | 長崎 | 長崎北 | 2016年 4月8日 | 2019年 4月8日 | ○お客様から問合せがあり、市区町村において、お客様が希望していないにもかかわらず、国民年金任意加入申出書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料について還付の処理を行いました。 ●市区町村に対し、任意加入の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。 | 1名 |
| 52 | | | 東京 | 練馬 | 2020年 1月27日 | 2020年 4月6日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を受付する際、お客様が口座振替による納付を希望していたにもかかわらず、口座振替納付申出書の受付を漏らしたため、口座振替による納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 53 | 国民年金資格記録の誤り | 記録訂正誤り | 大阪 | 枚方 | 1995年 5月頃 | 2019年 10月18日 | ○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 54 | 国民年金第3号被保険者該当届の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 上野 | 2011年 10月24日 | 2020年 9月8日 | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 55 | | | 福岡 | 福岡広域 事務センター | 2018年 7月4日 | 2020年 9月2日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金第3号関係届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号関係届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 56 | | | 宮城 | 仙台広域 事務センター | 2020年 3月10日 | 2020年 8月21日 | ○担当部署で確認したところ、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|-------------------|------------|-------|------|----------------|-----------------|---|------|------|------|
| 57 | 国民年金第3号被保険者該当届の誤り | 確認・決定誤り | 広島 | 広島東 | 2018年 4月17日 | 2020年 9月11日 | ○担当部署で確認したところ、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、担当部署へ回付不要としていたため、処理されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 58 | 国民年金第3号(特例)届の誤り | 説明誤り | 京都 | 京都南 | 2019年 1月31日 | 2020年 2月17日 | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、委託社会保険労務士が国民年金第3号特例届を受付する必要があったにもかかわらず、案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、国民年金第3号特例届を受付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。 | 1名 | なし | 0 |
| 59 | 国民年金適用関係届書等の管理誤り | 未処理・処理遅延 | 滋賀 | 大津 | 2008年 8月頃 | 2018年 11月20日 | ○市区町村から連絡があり、担当部署において書類の進捗管理が不足し、国民年金資格取得届の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 60 | | 受理後の書類管理誤り | 京都 | 京都南 | 2020年 6月24日 | 2020年 8月5日 | ○お客様から問合せがあり、市区町村における書類の管理不足から、国民年金任意加入申出書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度届書を提出していただき、処理を行いました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |

4. 国民年金徴収関係

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|----------------------|---------|-------|-------------|----------------|-----------------|--|------|------|---------|
| 61 | 国民年金付加保険料納付書の誤り | 説明誤り | 青森 | 弘前 | 2020年 4月1日 | 2020年 7月7日 | ○お客様から問合せがあり、市区町村において国民年金付加保険料の案内をする際に、すでに付加保険料の手続きが済んでいるにもかかわらず、再度、付加保険料を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市区町村に対し、国民年金付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 62 | | | 本部 | 相談・サービス推進部 | 2019年 9月20日 | 2019年 10月24日 | ○お客様から問合せがあり、委託業者において、国民年金付加保険料納付申出書の申出日を案内する際、誤った日付を案内したため、お客様の希望する月からの納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●委託業者に対し、国民年金付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。 | 1名 | 未徴収 | 400 |
| 63 | 国民年金保険料追納申込書の誤り | 確認・決定誤り | 神奈川 | 平塚 | 2018年 8月30日 | 2018年 9月26日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書の案内をする際の納付期限の確認が不足し、納付期限までに手続きするよう案内すべきところ、案内が漏れたため、追納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、納付期限の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 15,170 |
| 64 | | | 福島 | 会津若松 | 2007年 7月23日 | 2020年 7月6日 | ○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認が不足し、老齢年金の繰上げ受給者は追納できないにもかかわらず、追納納付書を交付し、お客様が納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 152,460 |
| 65 | | 説明誤り | 大阪 | 吹田 | 2020年 2月8日 | 2020年 4月27日 | ○お客様から問合せがあり、免除期間の追納を案内する際、古い期間から追納するよう案内すべきところ、案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納の案内をする際、必要な案内をするよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 66 | 国民年金後納保険料納付申出書の誤り | 確認・決定誤り | 千葉 | 幕張 | 2018年 8月7日 | 2018年 10月30日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の後納を希望し、申出書の送付依頼があったにもかかわらず、申出書を送付しなかったため、申込み締切日までに手続きができず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納の意思確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 16,260 |
| 67 | 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り | 確認・決定誤り | 愛知 | 名古屋広域事務センター | 2020年 6月17日 | 2020年 8月3日 | ○市区町村から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際の継続希望の確認が不足し、継続免除を希望していなかったにもかかわらず、継続免除対象者として処理をしていたため、お客様の希望しない免除承認を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際の継続免除希望の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|----------------------|---------|-------|----------------|----------------|----------------|---|------|------|-----------|
| 68 | 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り | 説明誤り | 福井 | 福井 | 2020年 4月13日 | 2020年 6月15日 | ○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際の意思確認が不足し、お客様が免除申請を希望していないにもかかわらず、免除申請書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際の意思確認を徹底するよう指導しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 69 | | | 広島 | 三原 | 2020年 5月1日 | 2020年 6月25日 | ○お客様から問合せがあり、市区町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付時に、免除区分についての説明を誤ったことにより、お客様の意思と異なる免除区分で免除が承認されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、受付時の制度説明を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 70 | | | 千葉 | 幕張 | 2019年 7月4日 | 2020年 6月13日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の失業特例の案内が不足したため、お客様が希望しない免除区分で免除が承認されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 71 | 国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り | 確認・決定誤り | 広島 | 広島広域 事務センター | 2016年 6月22日 | 2019年 8月26日 | ○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 72 | | | 沖縄 | コザ | 2013年 7月12日 | 2020年 3月10日 | ○担当部署で確認したところ、市区町村において、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間を法定免除としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 73 | | | 神奈川 | 事務センター | 2010年 7月29日 | 2020年 6月15日 | ○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認が不足し、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 74 | | | 福岡 | 博多 | 1965年 6月頃 | 2020年 8月20日 | ○担当部署で確認したところ、市区町村において、法定免除該当時の確認が不足し、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 75 | | | 高知 | 南国 | 1970年 10月9日 | 2020年 4月23日 | ○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、付加保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の付加保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 31,800 |
| 76 | | | 長崎 | 長崎北 | 2018年 6月8日 | 2020年 10月8日 | ○お客様から問合せがあり、障害基礎年金を受け取ることとなった方の保険料免除期間の確認に誤りがあったため、保険料が還付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、保険料免除期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 5,123,920 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|--------------------------|---------|-------|-----------------|----------------|----------------|--|------|------|------|
| 77 | 国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り | 確認・決定誤り | 福岡 | 久留米 | 2015年 3月23日 | 2015年 5月28日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金口座振替停止後の処理手順の確認が不足し、口座振替納付の再開処理を行わなかったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金口座振替納付停止後の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 78 | | | 神奈川 | 横浜南 | 2017年 4月24日 | 2019年 6月3日 | ○担当部署で確認したところ、国民年金口座振替停止後の処理手順の確認が不足し、口座振替納付の再開処理を行わなかったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金口座振替納付停止後の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 79 | | | 栃木 | 宇都宮西 | 2020年 3月13日 | 2020年 5月12日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 80 | | | 大阪 | 天王寺 | 2020年 3月11日 | 2020年 4月20日 | ○お客様から問合せがあり、市区町村において、処理スケジュールの確認不足から、国民年金保険料口座振替納付申出書の進達が遅れたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し国民年金保険料口座振替納付申出書の処理スケジュール確認を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 81 | | | 愛知 | 名古屋広域 事務センター | 2020年 3月31日 | 2020年 8月21日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時にエラーとなったものについて確認が不足し、補正処理を行わなかったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 82 | 国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り | 入力誤り | 東京 | 東京広域 事務センター | 2020年 8月25日 | 2020年 9月9日 | ○お客様から問合せがあり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、基礎年金番号の入力を誤ったため、別人に口座振替の登録がされていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 83 | | 説明誤り | 大阪 | 吹田 | 2020年 2月28日 | 2020年 5月22日 | ○お客様から問合せがあり、口座振替の金額について案内する際、誤った金額を案内したため、口座振替による納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替の案内をする際、必要な案内をするよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 84 | 国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り | 説明誤り | 神奈川 | 横浜南 | 2018年 5月頃 | 2019年 6月3日 | ○お客様から問合せがあり、保険料の納付の案内をする際、クレジットカード払いが行われないにもかかわらず、クレジットカード払いされると誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|-------------------|------------|-------|----------------|----------------|----------------|--|------|------|--------|
| 85 | 国民年金保険料納付書の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 吹田 | 2020年 2月19日 | 2020年 3月11日 | ○担当部署で確認したところ、納付書作成時の確認が不足し、国民年金保険料と付加保険料の納付を希望していたにもかかわらず、付加保険料の納付書のみ交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 86 | | | 宮城 | 仙台広域 事務センター | 2020年 3月27日 | 2020年 6月23日 | ○市区町村から連絡があり、納付書の発行事績の確認が不足し、納付書を作成すべきところ、作成を漏らしたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、納付書の発行事績の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 16,490 |
| 87 | 国民年金徴収関係の誤り | 確認・決定誤り | 群馬 | 渋川 | 2019年 3月15日 | 2019年 4月26日 | ○担当部署で確認したところ、延滞金領収事務の確認が不足し、延滞金領収後に必要な処理を漏らしたため、既に延滞金を納付しているにもかかわらず、延滞金の納付書を作成され、お客様が納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金領収後の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | 過徴収 | 49,650 |
| 88 | 国民年金徴収関係届書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 東京 | 東京広域 事務センター | 2020年 7月31日 | 2020年 8月7日 | ○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の添付書類を発送する際、他のお客様の国民年金保険料免除・納付猶予申請書の添付書類を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した免除申請書の添付書類を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 89 | 国民年金徴収関係通知書等の作成誤り | 通知書等の作成誤り | 岐阜 | 多治見 | 2018年 8月27日 | 2018年 8月31日 | ○お客様から問合せがあり、督促状を作成する際、確認不足により、別人の氏名を記載した督促状を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って作成した督促状を回収しました。 ●担当部署において、督促状作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 90 | 国民年金徴収関係届書等の管理誤り | 受付時の書類管理誤り | 岩手 | 盛岡 | 2020年 1月20日 | 2020年 9月4日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付処理を行う際、確認が不足し、添付書類の受付登録を漏らしたため、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、受付登録を行う際、確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 91 | | 未処理・処理遅延 | 茨城 | 土浦 | 2018年 3月1日 | 2020年 6月30日 | ○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、延滞金の過誤納が発生しているにもかかわらず、還付の処理がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 33,300 |

5. 年金給付関係

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|---------------|---------|-------|----------|------------|-------------|--|------|------|-----------|
| 92 | 老齢年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 本部 | 中央年金センター | 2020年7月16日 | 2020年8月12日 | ○担当部署において確認したところ、雇用保険の受給終了に伴う老齢厚生年金の支給停止解除処理を行う際の確認不足から、誤って支給停止解除を取消す処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、雇用保険の受給終了に伴い老齢年金の支給停止解除処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 265,367 |
| 93 | | | 千葉 | 千葉 | 2003年9月16日 | 2019年10月15日 | ○年金相談センターから連絡があり、生年月日の確認不足から、市区町村が年金請求書を受付する際、生年月日の誤りに気付かないまま受付したため、誤った生年月日で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●市区町村に対し、年金決定時の年金記録や戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 94 | | | 神奈川 | 相模原 | 2018年12月6日 | 2019年4月23日 | ○担当部署において確認したところ、時効の取扱いの確認不足から、5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行う方に対し、誤って時効消滅により5年以上前の期間にかかる年金の支払を行わない決定をしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。 | 1名 | 未払い | 34,365 |
| 95 | | | 静岡 | 島田 | 2020年1月9日 | 2020年3月18日 | ○機構本部から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 233,492 |
| 96 | | | 大阪 | 平野 | 1986年2月1日 | 2018年10月1日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、受給権発生年月日を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 201,472 |
| 97 | | | 広島 | 広島西 | 2009年11月2日 | 2020年2月18日 | ○担当部署において確認したところ、過去の年金決定時に受給要件の確認を誤り、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず受給要件を満たしていないとして年金請求書を返戻したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 634,164 |
| 98 | | | 福岡 | 直方 | 1999年9月22日 | 2018年12月27日 | ○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取り消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 3,828,371 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|---------------------|---------|-------|----------------|-----------------|-----------------|--|------|------|-----------|
| 99 | 老齢年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 沖縄 | 石垣 | 2010年 11月11日 | 2020年 2月4日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 120,624 |
| 100 | | 入力誤り | 岡山 | 岡山広域 事務センター | 2020年 7月9日 | 2020年 8月25日 | ○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、委託業者が亡くなられた方の老齢年金決定時に死亡の入力を漏らしたため、誤って亡くなられた方へ年金のお支払いの通知を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通知を回収した上で訂正処理を行い、正しい通知をお客様に送付しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 101 | | 説明誤り | 群馬 | 渋川 | 2020年 2月26日 | 2020年 4月7日 | ○お客様から問合せがあり、障害者特例は障害者特例請求書を提出した時から該当となることについて委託社会保険労務士が十分説明しなかったため、障害者特例請求書の提出が遅れ、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。 | 1名 | 未払い | 117,216 |
| 102 | | | 福岡 | 南福岡 | 2008年 7月28日 | 2019年 11月27日 | ○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の通算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 6,761,966 |
| 103 | 老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 栃木 | 栃木 | 1997年 4月10日 | 2019年 12月5日 | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、国民年金の任意加入期間(納付期間)を誤って取り消し老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 766,166 |
| 104 | | | 沖縄 | 名護 | 2010年 12月9日 | 2019年 8月5日 | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 14,473 |
| 105 | | | 新潟 | 六日町 | 1987年 9月3日 | 2019年 11月19日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 24,913 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|-------------------------|---------|-------|------|-----------------|-----------------|--|------|------|-----------|
| 106 | 老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 新潟 | 六日町 | 2010年 9月30日 | 2019年 4月23日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金は旧法障害年金の選択により全額支給停止中であつたため、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 107 | | | 新潟 | 六日町 | 2011年 7月20日 | 2020年 2月18日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 5,688 |
| 108 | | | 香川 | 高松西 | 1997年 5月8日 | 2019年 4月11日 | | 1名 | 過払い | 258,524 |
| 109 | | | 福岡 | 小倉南 | 1985年 6月26日 | 2018年 9月28日 | | 1名 | 過払い | 548,349 |
| 110 | | | 東京 | 北 | 2000年 11月22日 | 2020年 1月29日 | ○年金相談時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 39,945 |
| 111 | | | 静岡 | 浜松東 | 2008年 2月頃 | 2019年 4月5日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害福祉年金受給中のため法定免除とすべき期間を納付したまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 175,241 |
| 112 | | | 静岡 | 沼津 | 1988年 5月1日 | 2020年 1月17日 | ○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 8,221 |
| 113 | | | 福岡 | 小倉北 | 1993年 7月29日 | 2019年 10月7日 | | 1名 | 未払い | 316,913 |
| 114 | | | 千葉 | 佐原 | 1971年 6月頃 | 2020年 2月4日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に標準報酬月額を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,615,366 |
| 115 | | | 福岡 | 八幡 | 1975年 2月5日 | 2018年 8月13日 | | 1名 | 未払い | 260,638 |
| 116 | | | 大阪 | 淀川 | 1987年 2月頃 | 2019年 10月16日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金額の計算の基礎となる厚生年金期間に脱退手当金の支給済期間を含めて老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 754,431 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|---------------------|---------|-------|--------------|----------------|-----------------|---|------|------|-----------|
| 117 | 老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 徳島 | 徳島北 | 1990年 3月20日 | 2019年 12月17日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に厚生年金の被保険者種別を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 346,267 |
| 118 | | | 福岡 | 八幡 | 1983年 6月1日 | 2018年 10月17日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に標準報酬月額を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 3,488 |
| 119 | 在職時の年金の支給停止の誤り | 確認・決定誤り | 鹿児島 | 川内 | 2020年 2月13日 | 2020年 4月10日 | ○機構本部から連絡があり、委託社会保険労務士が市町村議会議員であることの確認不足から届出の案内を漏らしていたことにより、年金の在職支給停止が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。議員報酬の届出を提出いただき、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。 | 1名 | 過払い | 1,563,872 |
| 120 | 老齢年金の繰下げの誤り | 入力誤り | 本部 | 中央 年金センター | 2020年 5月11日 | 2020年 7月13日 | ○年金事務所から問合せがあり、入力項目の確認不足から、老齢厚生年金のみ繰下げの処理をしなければならないところを、誤って老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げ処理をしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求書処理時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 66,732 |
| 121 | 遺族年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 北海道 | 新さっぽろ | 2019年 8月15日 | 2019年 11月18日 | ○他の年金事務所から連絡があり、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 29,028 |
| 122 | | | 埼玉 | 川越 | 2019年 11月7日 | 2020年 1月14日 | ○共済組合から連絡があり、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 281,743 |
| 123 | | | 島根 | 松江 | 2020年 2月6日 | 2020年 2月27日 | ○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間を誤って登録したため、遺族厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | 未払い | 23,620 |
| 124 | 障害年金の受給要件等の誤り | 説明誤り | 沖縄 | 那覇 | 2020年 3月12日 | 2020年 9月2日 | ○年金相談時の記録確認により、納付要件の確認不足から、委託社会保険労務士が本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。 | 1名 | なし | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|---------|---------|-------|--------------|----------------|-----------------|---|------|------|-----------|
| 125 | 加給年金の誤り | 説明誤り | 福岡 | 八幡 | 2011年 12月1日 | 2019年 9月11日 | <p>○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に子の加算の要件の確認不足から、旧法の障害年金を受けている方に障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届を案内しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金相談時には加給年金額や子の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | 未払い | 1,393,957 |
| 126 | 再裁定の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 吹田 | 2015年 8月19日 | 2020年 3月30日 | <p>○機構本部から連絡があり、受付年月日の確認不足から、誤った受付年月日で再裁定の処理をしたため、誤った金額の返納告知書を送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい金額の返納告知書が送付されたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、再裁定処理時には受付年月日の確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | なし | 0 |
| 127 | | | 本部 | 中央 年金センター | 2020年 3月27日 | 2020年 6月23日 | <p>○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、老齢厚生年金の再裁定を行った際に、支給停止額が変更となる時期を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、再裁定処理時には年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | 未払い | 16,264 |
| 128 | | | 宮城 | 仙台北 | 1996年 5月頃 | 2019年 11月18日 | <p>○事務センターから連絡があり、生年月日の確認不足から、生年月日の誤りに気付かないまま通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。</p> <p>●担当部署において、年金決定時には生年月日の確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | なし | 0 |
| 129 | | | 宮城 | 仙台北 | 2018年 8月7日 | 2019年 10月1日 | <p>○機構本部から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者記録の一部を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、再裁定処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | 未払い | 44,519 |
| 130 | | | 神奈川 | 厚木 | 2010年 10月頃 | 2019年 10月16日 | <p>○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。</p> | 2名 | 過払い | 1,973,899 |
| 131 | 年金選択の誤り | 確認・決定誤り | 本部 | 中央 年金センター | 1994年 1月20日 | 2020年 6月12日 | <p>○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、誤った支給停止解除年月日で老齢基礎年金の支給停止解除を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | 未払い | 511,106 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|----------|---------|-------|----------------|-----------------|-----------------|--|------|------|-----------|
| 132 | 年金選択の誤り | 説明誤り | 神奈川 | 横浜南 | 2019年 3月20日 | 2019年 6月14日 | <p>○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、お客様の意向とは異なる年金選択方法を記載した年金受給選択申出書を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | 未払い | 458,812 |
| 133 | 未支給年金の誤り | 確認・決定誤り | 広島 | 広島広域 事務センター | 2020年 2月7日 | 2020年 8月21日 | <p>○お客様から問合せがあり、機構と共済組合が支給する年金を受給していた方の未支給年金請求書を受付する際、年金受給状況の確認不足から、共済組合へ未支給年金請求書を回付したが、機構において未支給年金の処理を漏らしたため、未支給年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、共済組合が支給する年金を受給している場合の届書の取扱いについて再確認しました。</p> | 1名 | 未払い | 128,615 |
| 134 | 脱退手当金の誤り | 確認・決定誤り | 岐阜 | 岐阜南 | 1962年 4月頃 | 2020年 3月31日 | <p>○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | 未払い | 5,164 |
| 135 | 寡婦年金の誤り | 説明誤り | 茨城 | 土浦 | 2011年 12月16日 | 2016年 11月17日 | <p>○お客様から問合せがあり、寡婦年金の支給要件の確認不足から、死亡一時金を受給するよりも寡婦年金を受給した方が有利となる方に対し、寡婦年金の支給要件に該当しないとして死亡一時金の請求書を受付したため、寡婦年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を確認し、寡婦年金の請求を受付するとともに、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、寡婦年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | 未払い | 1,828,647 |
| 136 | 死亡一時金の誤り | 説明誤り | 宮城 | 仙台北 | 2020年 4月2日 | 2020年 6月3日 | <p>○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、寡婦年金を請求しても遺族厚生年金との選択となり寡婦年金が支給停止となる方に対し、死亡一時金の請求を案内せず寡婦年金の請求書を受付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を確認し、死亡一時金の請求書を受付し、お客様に正しい死亡一時金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金相談時の年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。</p> | 1名 | 未払い | 145,000 |
| 137 | 死亡一時金の誤り | 説明誤り | 香川 | 高松東 | 2016年 2月2日 | 2019年 8月29日 | <p>○お客様から問合せがあり、市区町村が死亡一時金の受給要件の確認不足から、死亡一時金の受給要件を満たしているにもかかわらず死亡一時金請求の案内をしていなかったため、死亡一時金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡一時金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい死亡一時金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●市区町村に対し、死亡一時金の受給要件の確認を徹底するよう依頼しました。</p> | 1名 | 未払い | 270,000 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 | |
|------|-----------------|---------|-------|----------|-----------------|----------------|--|---|------|-----------|---------|
| 138 | 年金の支払保留処理の誤り | 確認・決定誤り | 福岡 | 小倉南 | 2019年 5月17日 | 2020年 5月8日 | ○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,866,346 | |
| 139 | 年金生活者支援給付金の誤り | 確認・決定誤り | 宮崎 | 都城 | 2019年 12月13日 | 2020年 5月20日 | ○担当部署において確認したところ、届書の審査時の確認不足から、提出のあった年金生活者支援給付金請求書について誤って処理不要として保管したため、認定の処理が行われず、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の審査時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 48,978 | |
| 140 | | | 鹿児島 | 鹿児島南 | 2019年 12月18日 | 2020年 7月13日 | | 3名 | 未払い | 56,604 | |
| 141 | | | 新潟 | 新潟東 | 2020年 2月17日 | 2020年 6月15日 | | 1名 | なし | 0 | |
| 142 | | 説明誤り | 広島 | 三原 | 2020年 1月11日 | 2020年 4月24日 | ○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、選択申出書を提出する際に年金生活者支援給付金の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 15,030 | |
| 143 | 年金の振込金融機関にかかる誤り | 確認・決定誤り | 本部 | 障害年金センター | 2020年 8月14日 | 2020年 8月31日 | ○担当部署において確認したところ、委託業者が年金請求書の記載内容の確認不足から、振込先口座番号の確認を誤り、誤った口座番号の登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。 | 1名 | 未払い | 325,574 | |
| 144 | | | 広島 | 三原 | 2020年 6月2日 | 2020年 8月28日 | | ○機構本部から連絡があり、未支給年金請求書の処理時に金融機関支店コードの確認を誤り登録を行ったため、未支給年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書処理時には未支給年金振込先口座の金融機関支店コードの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 52,787 |
| 145 | | | 宮城 | 石巻 | 2020年 3月26日 | 2020年 5月27日 | | ○事務センターから連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から、振込先口座番号の確認を誤り、誤った口座番号の登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 | 1名 | 未払い | 508,531 |
| 146 | | | 山形 | 山形 | 2020年 5月29日 | 2020年 8月6日 | | ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 212,977 |
| 147 | | | 愛知 | 豊田 | 2020年 6月5日 | 2020年 9月1日 | | | 1名 | 未払い | 4,520 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|-----------------|-----------|-------|------------|-------------|------------|---|------|------|---------|
| 148 | 年金の振込金融機関にかかる誤り | 入力誤り | 東京 | 東京広域事務センター | 2020年5月28日 | 2020年8月7日 | ○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。 | 1名 | 未払い | 49,140 |
| 149 | | | 神奈川 | 横浜南 | 2020年7月20日 | 2020年8月18日 | ○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から氏名フリガナの入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れはありませんでした。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。 | 1名 | 未払い | 460,462 |
| 150 | 年金見込額の誤り | 説明誤り | 神奈川 | 横浜南 | 2018年11月28日 | 2020年4月23日 | ○年金相談時の記録確認により、年金見込額試算時の確認不足から、障害共済年金を受給しているため繰り下げできない方に対し、繰り下げした年金見込額回答票をお渡し説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金支給の見込みを説明する際は、年金の支給条件に該当するかの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 151 | 年金給付関係通知書等の誤り | 通知書等の作成誤り | 本部 | 障害年金センター | 2020年7月6日 | 2020年9月2日 | ○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 152 | | | 本部 | 基幹システム開発部 | 2020年9月23日 | 2020年9月28日 | ○担当部署において確認したところ、受付控作成に使用するためのデータ内容に誤りがあったため、誤った記載内容の受付控を作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。データ内容の修正を行い、正しい記載内容の受付控を送付しました。 ●担当部署において、データ内容の確認を徹底するよう指導しました。 | 4名 | なし | 0 |
| 153 | 年金給付関係通知書等の誤送付 | 誤送付・誤送信 | 本部 | 障害年金センター | 2020年7月2日 | 2020年7月16日 | ○年金事務所から連絡があり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき遅延通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した遅延通知書を回収し、本来送付すべきお客様に支給額変更通知書を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 154 | | | 長野 | 小諸 | 2020年8月12日 | 2020年8月19日 | ○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき受付控を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した受付控を回収し、本来送付すべきお客様に受付控を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 155 | 年金給付関係書類の交付誤り | 誤送付・誤送信 | 茨城 | 土浦 | 2020年6月4日 | 2020年6月4日 | ○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、他のお客様の氏名等を記載した受付控を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した受付控を回収し、本来送付すべきお客様に受付控を送付しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 |
|------|-------------------|----------|-------|------|-----------------|----------------|--|------|------|-----------|
| 156 | 年金給付関係書類の 交付誤り | 誤送付・誤送信 | 大阪 | 堺東 | 2020年 7月16日 | 2020年 8月28日 | ○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●年金相談センターにおいて、交付時の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 157 | 年金給付関係書類の 管理誤り | 未処理・処理遅延 | 岩手 | 一関 | 2015年 2月頃 | 2020年 5月13日 | ○市区町村から連絡があり、書類の管理不足から、市区町村が不備のある未支給年金請求書をお客様へお返しせず保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不備のある年金請求書をお客様へお返ししました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。 | 3名 | なし | 0 |
| 158 | | | 茨城 | 土浦 | 2013年 12月10日 | 2015年 3月31日 | ○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、年金決定後の記録訂正処理に伴い老齢年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定報告書等を機構本部へ進達せず年金の再裁定が行われなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 2名 | 過払い | 25,316 |
| 159 | | | 千葉 | 千葉 | 2019年 7月17日 | 2020年 7月17日 | ○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、年金額仮計算書を保管し、再裁定の処理を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 6,411 |
| 160 | | | 京都 | 舞鶴 | 2019年 9月18日 | 2020年 7月10日 | ○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、未支給年金請求書等を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 10名 | 未払い | 3,144,378 |

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

| 項番 | 事象 | 概要 |
|----|---------------------------------------|---|
| 1 | 振替加算の支給漏れ | <p>○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ <p>※平成29年9月公表済みのもと同種の事案</p> |
| 2 | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ | <p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</p> <p>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</p> |
| 3 | 旧船員保険法の戦時加算の加算誤り | <p>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</p> <p>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</p> <p>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</p> |
| 4 | 旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り | <p>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</p> <p>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</p> |
| 6 | 旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り | <p>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</p> <p>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</p> <p>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</p> <p>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</p> |
| 9 | 昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り | <p>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</p> <p>○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</p> <p>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p> |
| 10 | オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り | <p>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</p> <p>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</p> |
| 11 | 配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り | <p>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</p> <p>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。</p> <p>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</p> |
| 12 | 国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り | <p>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</p> <p>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</p> <p>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p> |
| 13 | 旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り | <p>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</p> <p>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</p> |

| 項番 | 事象 | 概要 |
|----|---|--|
| 14 | 複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り | <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。 |
| 17 | 旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り | <ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。 |
| 18 | 共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り | <ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)(「三共済」)についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後、厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。 |
| 20 | 遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り | <ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。 |
| 21 | 遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ | <ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がいる場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。 |
| 22 | 被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り | <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。 |
| 25 | 平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ | <ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。 |
| 27 | 配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い | <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。 |
| 28 | 65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り | <ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。 |
| 29 | 旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ | <ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。 |

| 項番 | 事象 | 概要 |
|----|---|--|
| 31 | 老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ | ○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。 |
| 32 | 昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ | ○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。 |
| 33 | 年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ | ○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。 |
| 35 | 老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り | ○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。 |
| 36 | 旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ | ○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。 |
| 37 | 昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り | ○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。 |
| 38 | 共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り | ○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。 ○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、システムの長短を比較し判定している。 ○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。 ○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。 |

※夫と妻が逆の場合も同様です。